

国立競技場運営事業等 実施方針【概要】

本事業の目的・運営方針

本事業は、本競技場をスポーツ振興の中核拠点として運営するとともに、日々人々が集まり長く愛されるスタジアムとすることを目指し、PFI法に基づいたコンセッション方式による運営等を行うことで、民間事業者のノウハウと創意工夫を活用して、効率的な運営や利用促進による収益拡大などを図ることにより、国民の利益につなげることを目的とするものである。

運営権者（JSCから運営権の設定を受けたSPCをいう。以下同じ。）は、以下の運営方針に基づき本事業を実施するものとする。

- ・ ナショナルスタジアムとして、陸上、サッカー、ラグビー等の国際大会、日本代表戦や全国大会の決勝戦会場等とすることで、トップアスリートの活躍の場とするとともに、広く国民がトップレベルスポーツに触れ、スポーツへの関心・参画意欲を高める機会を提供することにより、日本におけるスポーツ振興の中核拠点とする。
- ・ 加えて、トップレベルスポーツによる利用がないときでも、日々人々が集まるスタジアムとなるよう、スポーツへの参画意欲を持つ人々がスポーツを行えるイベントや、コンサート等の文化的行事等の利用に供することとする。



<運営権設定対象施設（国立競技場）の概要>

| | |
|---------|-----------------------------|
| 所在地 | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号（住居表示） |
| 建物用途 | 観覧場、附属自動車車庫、自転車駐車場 |
| 建築面積 | 69,611.33㎡ 建蔽率：63.42% |
| 延べ面積 | 191,940.12㎡ |
| 容積対象床面積 | 158,409.23㎡ 容積率：144.32% |
| 建物最高高さ | 地盤面（T.P.+25.09m）より47.35m |
| 階数 | 地上5階、地下2階 |
| 構造 | 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 |
| 駐車台数 | 305台 |
| 外構施設 | インターロッキング舗装、植栽施設等 |
| 竣工 | 2019年11月30日 |

| | |
|------|--|
| 事業方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づく、コンセッション（公共施設等運営権）方式 ・ 本事業の遂行のみを目的とするSPCを設立し、JSCは当該SPCに運営権を設定する ・ SPCは運営権の設定を受けて運営権者となる |
| 事業範囲 | <p>国立競技場の運営事業であり、事業範囲は下記である</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 統括管理業務 ▶ 運営業務 ▶ 維持管理業務 ▶ 運営権者が任意で行う業務 |
| 事業期間 | 30年間 |

※上記の他、都立明治公園（地表公園）、公園施設等がある。

国立競技場運営事業等 実施方針【概要】

本事業の事業用地の取り扱い

- 本事業の事業用地は、JSCの所有する土地及びJSCが所有者である東京都、新宿区及び渋谷区とそれぞれ定期借地権設定契約を締結し又は許可を受けて使用している土地とで構成される
- JSCは、本事業用地のうち東京都、新宿区及び渋谷区が所有する部分について、本事業期間中も、当該土地に係る定期借地権設定契約又は許可を当該契約又は許可に基づき更新・継続

更新投資等

- 運営権者は、自らの判断及び費用負担で維持管理（更新投資）や機能強化のための投資を行うことができる
- なお、事業期間内の投資回収が困難で、事業期間終了日以降に残存価値相当費用を上回る受益が見込まれるとJSCが認める等の要件を満たす投資を行う場合、JSCに残存価値相当費用を求めることができる
- 運営権者は、建設（新たな施設を作り出すこと）及び改修（施設等を全面除却し再整備すること）はできない

| | | |
|------|----------------------------------|---|
| 費用負担 | 原則 | <ul style="list-style-type: none"> • 運営権者は、下記の例外を除いて、実施に要する全ての費用を負担する |
| | 例外① 大規模修繕に係る 費用負担 | <ul style="list-style-type: none"> • 大規模修繕（本施設の老朽化に対応し、劣化したものを初期の水準に回復させるためのもの）は、JSCが必要と認め、国からの運営費交付金等による予算措置がなされたものから、JSCが順次実施する • 大規模修繕について、JSCは事前に修繕の時期等について運営権者と協議し、運営権者は必要な協力を行わなければならない |
| | 例外② 運営に係る 費用負担 | <ul style="list-style-type: none"> • JSCは、本事業の運営に必要な一部の費用を負担する • 国からの運営費交付金等による費用負担上限額は、年間10億円（消費税等を含む）とし、その範囲内で運営権者が提案した額とする |

| | |
|------------------|--|
| 運営権対価 | <ul style="list-style-type: none"> • 運営権対価は、例外②にかかる公的費用負担額を0円とした場合に提案できるものとする |
| プロフィットシェア | <ul style="list-style-type: none"> • 運営権者の実際の利益が、提案時の収支計画の利益の120%を上回った場合、その超過額に対し、運営権者により提案された比率により、JSCに還元するものとする |

＜本事業における費用負担のイメージ＞

